

インド
特許規則

2005年12月30日 S.O. 1844(E)号改正

2006年5月5日施行

目次

第 I 章 総則

- 規則 1 略称及び施行
- 規則 2 定義
- 規則 3 所定の明細
- 規則 4 所轄庁
- 規則 5 送達宛先
- 規則 6 書類の配達及び送達
- 規則 7 手数料
- 規則 8 様式
- 規則 9 書類の寸法等

第 II 章 特許出願

- 規則 10 第 7 条(2)に基づく出願権の証拠の提出期間
- 規則 11 出願記録の順序
- 規則 12 外国出願に関する陳述書及び誓約書
- 規則 13 明細書
- 規則 14 明細書の補正
- 規則 15 図面
- 規則 16 ひな形

第 III 章 特許協力条約(PCT)に基づく国際出願

- 規則 17 定義
- 規則 18 国際出願に関する所轄庁
- 規則 19 受理官庁としての所轄庁に対してされる国際出願
- 規則 20 インドを指定する国際出願又はインドを指定し、かつ、選択する国際出願
- 規則 21 優先権書類の提出
- 規則 22 一定要件の不遵守の効果
- 規則 23 この章に基づく要件は、条約に基づく規則等を補足する

第 IV 章 出願の公開及び審査

- 規則 24 出願の公開
- 規則 24A 公開の請求
- 規則 24B 出願の審査
- 規則 25 公開された出願の特定
- 規則 26 取下の請求

- 規則 27 公開された書類の閲覧及び提供
- 規則 28 先の公開による先発明の場合の手續
- 規則 28A 第 14 条に基づく審査官報告書の考慮に関する手續
- 規則 29 先のクレームによる先発明の場合の手續
- 規則 30 先発明の場合における完全明細書の補正
- 規則 31 他の明細書への言及の様式
- 規則 32 侵害の虞がある場合の手續
- 規則 33 他の特許への言及の様式
- 規則 34 第 20 条(1)に基づいて請求すべき方法
- 規則 35 第 20 条(4)に基づいて請求をすることができる方法
- 規則 36 第 20 条(5)に基づく申請の方法
- 規則 37 特許付与時における出願の番号付け
- 規則 38 特許願書, 明細書等の閲覧 [削除]

第 V 章 排他的販売権 [削除]

第 VI 章 特許付与に対する異議手續

- 規則 55 特許に対する異議申立
- 規則 55A 異議申立書の提出
- 規則 56 異議部の構成及びその手續
- 規則 57 異議申立陳述書及び証拠の提出
- 規則 58 答弁書及び証拠の提出
- 規則 59 異議申立人による弁駁証拠の提出
- 規則 60 長官の許可により提出すべき追加の証拠
- 規則 61 提出されるべき書類の通数
- 規則 62 聴聞
- 規則 63 費用の決定
- 規則 63A 第 26 条(1)に基づいてされる請求
- 規則 64 完全明細書を第 27 条に基づいて補正すべき期間 [削除]
- 規則 65 とるべき手續 [削除]
- 規則 66 第 28 条(2)に基づく請求をする様式
- 規則 67 第 28 条(3)に基づく請求をする様式
- 規則 68 第 28 条(7)に基づいてすべき申請の様式
- 規則 69 第 28 条に基づく請求又は申請についての聴聞の手續
- 規則 70 発明者の掲載

第 VII 章 秘密保持の指示

- 規則 71 第 39 条に基づいてインド国外で特許出願をする許可
- 規則 72 再検討の結果についての第 36 条(2)に基づく通知

第 VIII 章 特許の付与

- 規則 73 特許証の捺印 [削除]
- 規則 74 特許証の様式
- 規則 74A 特許付与に係る書類の閲覧
- 規則 75 第 44 条に基づく特許証の訂正
- 規則 76 第 51 条(1)に基づく指示の申請方法
- 規則 77 第 51 条(2)に基づく申請方法
- 規則 78 第 51 条に基づく手続の聴聞についての手続
- 規則 79 第 52 条(2)に基づく請求
- 規則 80 第 53 条に基づく更新手数料

第 IX 章 願書, 明細書又はそれらに関する書類の補正

- 規則 81 願書, 明細書又はそれらに関する書類の補正
- 規則 82 補正明細書等の作成
- 規則 83 許可された補正の公告

第 X 章 特許の回復

- 規則 84 特許の回復
- 規則 85 第 61 条に基づく回復に対する異議申立
- 規則 86 不納付の更新手数料の納付

第 XI 章 特許の放棄

- 規則 87 特許の放棄

第 XII 章 特許登録簿

- 規則 88 第 67 条に基づく特許登録簿
- 規則 89 第 68 条に基づく書類の登録 [削除]
- 規則 90 特許についての権原及び権利の登録
- 規則 91 特許の譲渡証等の長官への提出
- 規則 92 特許についての権原又は権利の登録
- 規則 93 更新手数料の記載
- 規則 94 宛先の変更
- 規則 95 第 72 条に基づく特許登録簿の閲覧及びそれにつき納付を要する手数料

第 XIII 章 強制ライセンス及び特許取消

- 規則 96 強制ライセンス等の申請
- 規則 97 一応の証拠がある事件が立証されないとき
- 規則 98 第 87 条(2)に基づく異議申立
- 規則 99 取消命令の公告方法
- 規則 100 第 88 条(4)に基づく申請
- 規則 101 第 88 条(4)に基づく申請の場合にとるべき手続

規則 102 第 94 条に基づく強制ライセンスの終了の申請

第 XIV 章 鑑定人

- 規則 103 鑑定人名簿
- 規則 104 鑑定人名簿への記載の申請方法
- 規則 105 その他の者の名称の鑑定人名簿への記載
- 規則 106 条件緩和権限
- 規則 107 鑑定人名簿からの抹消

第 XV 章 特許代理人

- 規則 108 特許代理人登録簿に記載すべき明細
- 規則 109 特許代理人の登録申請
- 規則 110 特許代理人の資格試験の明細
- 規則 111 特許代理人の登録
- 規則 111A 特許代理人の証明書副本の交付
- 規則 112 特許代理人登録の申請書に含めるべき詳細
- 規則 113 第 126 条(2)に基づく特許代理人の登録
- 規則 114 特許代理人としての登録資格喪失
- 規則 115 手数料の納付
- 規則 116 特許代理人登録簿からの名称の抹消
- 規則 117 特許代理人登録簿から抹消された者の名称の回復
- 規則 118 特許代理人登録簿における名称等の変更
- 規則 119 特許代理人としての承認の拒絶
- 規則 120 法に基づいて登録された特許代理人の名称の公告

第 XVI 章 雑則

- 規則 121 明細書等を提出すべき期間
- 規則 121A 通信の宛先
- 規則 122 誤記の訂正
- 規則 123 誤記の提案された訂正の公告方法
- 規則 124 訂正実施に対する異議申立の方法及び期間
- 規則 125 訂正の通知
- 規則 126 宣誓供述書の様式等
- 規則 127 証拠書類
- 規則 128 別段規定されていない指示
- 規則 129 長官による裁量権の行使
- 規則 130 長官の決定に係る審査又は命令の破棄の申請
- 規則 131 第 146 条(2)に基づき提出を求められる陳述書の様式及び提出方法
- 規則 132 特許証副本の交付の申請様式
- 規則 133 第 72 条及び第 147 条に基づく認証謄本及び証明書の提供
- 規則 134 第 153 条に基づく情報の請求

規則 135 代理権

規則 136 費用の額

規則 137 長官の権限一般

規則 138 所定の期間を延長する権限

規則 139 一定の事件において長官の面前での聴聞は公開される

第 1 附則(規則 7 参照)手数料

第 2 附則(規則 8 参照)様式 [省略]

第 3 附則(規則 74 参照)特許証の様式 [省略]

第 4 附則(規則 136(1)ただし書き参照)

第 I 章 総則

規則 1 略称及び施行

- (1) 本規則は、2006 年特許規則と称する。
- (2) 本規則は、官報によるその告示の日から施行する。

規則 2 定義

本規則において、文脈上他の意味を有する場合を除き、

- (a) 「法」とは、1970 年特許法(1970 年法律第 39 号)をいう。
- (b) 「所轄庁」とは、規則 4 に規定する特許庁の該当する庁をいう。
- (c) 「物品」とは、何らかの物質又は素材を含み、かつ、土地に設置されているか否かを問わず、何らかの工場設備、機械、又は器具を含む。
- (d) 「様式」とは、第 2 附則に規定の様式をいう。
- (e) 「附則」とは、本規則の附則をいう。
- (f) 「条」とは、法の条をいう。
- (g) 本規則において使用されているが定義されていない語句及び表現は、法においてそれらに対してそれぞれ割り振られた意味を有する。

規則 3 所定の明細

本規則に別段の規定がある場合を除き、様式に含まれる明細は、法の関係規定に基づいて必要とされる明細(ある場合)として、本規則によって規定する。

規則 4 所轄庁

- (1) 特許庁の所轄庁は、次の通りとする。
 - (i) 法に基づく全ての手続については、所轄庁は、次の事項が該当する地域を管轄する特許庁の本庁又は場合により支庁とする。
 - (a) その地域内において、特許出願人又は共同出願の場合は最初に記載された特許出願人が、通常居住し若しくは住所を有するか、又は営業所若しくは当該発明が実際に生み出された場所を有すること、又は
 - (b) 特許出願人又は手続当事者がインドにおいて営業所又は住所を有していないときは、当該出願人又は当事者の届け出た送達宛先がインドにおいて存在すること、及び
 - (ii) (削除)
- (2) 法に基づく何らかの手続に関して一旦決定された所轄庁は、通常は変更されない。

規則 5 送達宛先

法又は本規則が関係する何らかの手続の各関係人及び各特許権者は、インドにおける送達宛先を長官に届け出なければならない、かつ、その宛先は、当該手続又は特許に関連する全ての目的で、当該手続における関係人又は特許権者の宛先として取り扱うことができる。当該宛先の届出がない限り、長官は、何らかの手続若しくは特許を遂行し若しくは処理する義務、又は法若しくは本規則に基づいて必要とされることがある通知を送付する義務を一切負わず、長官はその事項について職権による決定をすることができる。

規則 6 書類の配達及び送達

(1) 法又は本規則に基づいて、特許庁において、長官又はその他の者に対して提出し、配達し、作成し若しくは差し出すことを授権され又は必要とする申請、通知若しくはその他の書類については、手渡しにより、又は所轄庁での長官宛て若しくは関係人宛ての郵便、書留便、速達便若しくは宅配便により又は適法に認証された電子的送信により提出することができる。郵便、書留便、速達便若しくは宅配便により又は適法に認証された電子的送信により送付の場合は、それを同封した書状が、郵便、書留便、速達便若しくは宅配便による通常の過程で又は場合により適法に認証された電子的送信により届けられる筈の時に提出され、配達され、作成され若しくは差し出されたものとみなす。そのような送付を立証するに当たっては、書状が適正に名宛され、かつ、送信されたことを明らかにすれば十分とする。

(2) 特許登録簿に記載された宛先若しくは規則 5 に基づいて届出された送達宛先での特許権者に宛てた書面による通信、又は申請若しくは異議申立書に記載された宛先若しくは届出された送達宛先での、法若しくは本規則に基づく何らかの手續における申請人若しくは異議申立人に宛てた書面による通信は、適正に名宛されたものとみなす。

(3) 特許権者に宛てられ、又は法若しくは本規則に基づく何らかの手續における申請人若しくは異議申立人に宛てられた全ての通知及び書面による全ての通信、並びに当該特許権者又は前記申請人若しくは異議申立人に送付される全ての書類は、それらが特別配達人により送付されるときを除き、書留便、速達便、若しくは宅配便により又は適法に認証された電子的送信により送付しなければならない。

(4) 特許権者に宛てられ、又は法若しくは本規則に基づく何らかの手續における申請人若しくは異議申立人に宛てられた通知又は書面による通信の日付は、法若しくは本規則に基づく別段の規定がない限り、書留便、速達便、宅配便による又は場合により適法に認証された電子的送信による前記通知又は書面による通信の発送の日付とする。

(5) 法若しくは本規則に基づく何らかの手續の当事者宛てに特許庁により送付される書類又は通知の受領の遅延が生じた場合において、特許庁に対する書類の送達若しくは再提出又は当該当事者による何らかの行為をすることにおける遅延については、当該当事者が当該書類又は通知の受領直後に、事実関係の状況に関する陳述書及びその陳述を支持する証拠を添えて遅延承認申立書を長官に提出したときは、長官がこれを承認することができる。

ただし、長官により承認される遅延期間は、当該当事者が通常の郵送過程又は電子的送信により当該書類又は通知を受領したと推定される日と実際の受領日との間の期間を超えないものとする。

規則 7 手数料

(1) 特許付与及びその出願に関して並びに法に基づいて手数料納付を必要とするその他の事項に関して第 142 条に基づいて納付を必要とする手数料については、第 1 附則にこれを規定する。

(2) (a) 法に基づいて納付を必要とする手数料は、現金により若しくは電子的手段を介して納付するか、又は長官を支払先として所轄庁所在地の指定銀行宛てに振り出された銀行為替手形若しくは小切手により送付することができる。当該為替手形又は小切手を郵送するときは、通常の郵送過程で当該銀行為替手形又は小切手が長官に配達された筈の日に、当該手数料が納付されたものとみなす。

(b) 正確な金額の手数料を含まない小切手又は為替手形、及び額面の全額を現金回収することができない小切手は、長官の裁量によってのみ受理される。

(c) 書類に関して手数料の納付を必要とする場合は、手数料全額を当該書類に添えなければならない。

ただし、長官は、手数料の一部を受理し、かつ、残額については、書類の提出期限の日を過ぎていても、これを書類の提出日から1月以内のいつでも納付することを許可することができる。当該納付がされたときは、書類はその提出日から記録される。

(3) 自然人により手続された出願の一部又は全部が自然人以外の者に移転する場合において、同一事項について、自然人に賦課された手数料と当該自然人以外の者に賦課されるべき手数料との間の料率の差(ある場合)については、新出願人は、それを移転請求と共に納付しなければならない。

(4) 何れの手続においても納付済みの手数料は、当該手続がされたか否かに拘らず、通常は還付されない。

(5) (i) 長官の承認を得ることを条件として、何人も、金銭を前以て預託しておき、長官に対してその者の納付を必要とする手数料を前記預託金から引き落とすよう請求することができ、その場合は、当該手数料引落し請求の受領日又は当該手数料引落し請求が受領されたとみなされる日の何れか先の日をもって、当該手数料の納付日とみなす。

ただし、必要金額が当該請求をする者の預託口座から引落し可能であることを条件とする。

(ii) 長官の承認を得ることを条件として、何人も、前以てした金銭預託を打ち切ることができ、その場合は、残金(ある場合)は還付される。

規則8 様式

(1) 第2附則に示される様式は、各事件の状況により必要とされる変更を施した上で、それに記載の目的で使用することができる。

(2) 何らかの目的のための様式が一切規定されていない場合は、出願人は、第2附則に規定の様式を、必要とされる修正又は変更を施した上で採用することができる。

規則9 書類の寸法等

(1) 特許庁に送付され若しくは配達され、又は長官に提供される全ての書類若しくは書類の写しは、宣誓供述書及び図面を除き、(長官による別段の指示又は許可がない限り)ヒンディー語又は英語の何れかにより、寸法が縦29.7cm、横21cmのA4型の丈夫な白紙にその上端及び左端部に少なくとも4cm並びにその下端及び右端部に少なくとも3cmの余白を置いて、片面のみに、行間を広くとって濃い永続するインクをもって大きく判読し易い文字で手書きされ、タイプされ又は印刷されたものでなければならない。判読し難い署名又はヒンディー語若しくは英語以外の書体で書かれた署名には、ヒンディー語又は英語の何れかのブロック字体による名称の書換えを添付しなければならない。

ただし、図面(ある場合)を含む何らかの書類はまた、電子形式により、白紙上へのその写し1通と共に提出することもできる。

なお、特許出願がヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列を開示する場合は、同一のものを電子形式で提出しなければならない。

(2) 全ての書類の追加の副本は、長官の要求があるときは、所轄庁に提出しなければならない。

い。

(3) 出願人及びその他の者の名称及び宛先は、それらの者の国籍、及び身元特定のため必要な明細(ある場合)と共に、完全に記載しなければならない。

第 II 章 特許出願

規則 10 第 7 条(2)に基づく出願権の証拠の提出期間

発明特許の出願権の譲渡によりされた特許出願において、当該出願権の証拠が出願と共に提出されない場合は、出願人は、当該出願の後 6 月以内に、そのような証拠を提出しなければならない。

説明—本条規則の適用上、インドを指定する国際出願に対応する出願の場合における 6 月の期間は、対応する出願がインドにおいてされた実際の日付から起算する。

規則 11 出願記録の順序

同一年内にされた出願は、当該出願の年次によって特定される 1 系列を構成する。インドを指定する国際出願に対応してされた出願の場合は、当該出願は、その他の出願とは異なり、インドにおいて対応してされた出願の年次によって特定される別の 1 系列を構成する。

規則 12 外国出願に関する陳述書及び誓約書

(1) 第 8 条(1)に基づいて特許出願人による提出を必要とする陳述書及び誓約書は、様式 3 により作成しなければならない。

(1A) 出願人が第 8 条(1)に基づいて陳述書及び誓約書を提出する期間は、出願日から 6 月とする。

説明—本条規則の適用上、インドを指定する国際出願に対応する出願の場合の 6 月の期間は、当該対応する出願がインドにおいてされた実際の日付から起算する。

(2) 特許出願人が、第 8 条(1)(b)に基づいて当該人が提出すべき誓約書において、何れかの国において行った他の出願に係る詳細について長官に通知し続けるべき期間は、当該出願日から 6 月とする。

(3) 第 8 条(2)に基づいて長官によりその旨の命令があるときは、出願人は、発明の新規性及び特許性についての異論(ある場合)に関する情報、並びに容認された出願のクレームを含めて長官が必要とするその他の明細を、長官からの当該通知の日から 6 月以内に提出しなければならない。

規則 13 明細書

(1) 各明細書は、仮明細書か又は完全明細書かを問わず、様式 2 により作成しなければならない。

(2) 第 16 条に基づく分割出願に係る明細書には、分割出願の出所である原出願の番号への言及を含めなければならない。

(3) 第 54 条に基づく追加特許に係る明細書には、主特許の番号、又は場合により主特許の出願番号への言及、及び当該発明が既に付与され又は出願された主特許の明細書においてクレームされた発明についての改良、又は変更を含む旨の明確な陳述を含めなければならない。

(4) 発明が図面による説明を必要とする場合は、当該図面は、規則 15 に従って作成し、明細書と共に提出し、かつ、明細書で詳細に言及しなければならない。

ただし、完全明細書の場合において、出願人が仮明細書と共に提出済みの図面を完全明細書のための図面として又はその一部として採用することを希望するときは、完全明細書におい

て仮明細書と共に提出済みのものであるとして言及すれば十分とする。

(5) 発明の解明のため不必要であると長官が認める関連性のない事項又はその他の事項は、名称、明細書、クレーム及び図面から除外しなければならない。

(6) 完全明細書を添付した出願(条約出願でなく又はインドを指定して特許協力条約に基づいてされた出願でないもの)の場合を除き、当該発明の発明者であることに関する宣言書は、様式5により、完全明細書と共に提出するか、又は完全明細書提出の日から様式4による申請に基づいて長官が許可することがある1月の期間満了前の何れかの時点で提出しなければならない。

(7) (a) 第10条(4)(d)に基づいて規定され、明細書に添付される要約の記載は、発明の名称で始めなければならない。発明の名称は、発明の特有の特徴を通常15語以下で開示しなければならない。

(b) 要約には、明細書の記載事項の簡潔な概要を含めなければならない。当該概要は、発明の属する技術分野、発明が関係する技術的課題及び発明による当該課題の解決法並びに発明の主要な1若しくは2以上の用途を明確に表示しなければならない。必要な場合、要約は、発明を特徴付ける化学式を含まなければならない。

(c) 要約は、通常150語以下で記載しなければならない。

(d) 明細書が何らかの図面を含むときは、出願人は、公開時に要約に添付することができる図面の1図又は例外的に複数の図を要約に表示しなければならない。要約に記載され、かつ、図面により明示される主要な特徴の各々には、当該図面において使用される参照符号を付記しなければならない。

(e) 要約は、特定の技術分野における調査をするため、特に明細書自体を調べる必要があるか否かの評価を可能にするような効率的な文書を構成するように作成しなければならない。

(8) 第10条(4)(d)(ii)(A)に基づく寄託についての言及を明細書においてする期間は、出願日から3月とする。

規則14 明細書の補正

(1) 仮明細書若しくは完全明細書、又はそれに添付される図面が補正のため出願人又はその代理人により受領され、それに補正が適法にされるときは、当該補正を含むページは、タイプし直した上、連続書類を構成するように提出しなければならない。補正は、紙片の貼付け若しくは脚注によって、又は前記書類の何れかの余白中に書き入れることによって、してはならない。

(2) 補正済み書類は、差し替えられたページ又は図面(ある場合)に出願人又はその代理人が適法に標記、取消及び頭文字を付記し共に長官に返却しなければならない。タイプし直したか又は付け加えたページの写し及び付け加えたか又は実質的に補正した図面の写しは、2通を送付しなければならない。

規則15 図面

(1) 図面は、長官がする要求による以外に、第10条に基づいて出願人が提出するときは、それらが関係する明細書に添付しなければならない。

(2) 図面又は略図は、明細書を特に説明するのに必要であったとしても、明細書自体に記載してはならない。

- (3) 図面の写しの少なくとも 1 通は、丈夫な紙面上に簡潔かつ明確に作成しなければならない。
- (4) 図面は、標準 A4 型で、各用紙の上端及び左端部に少なくとも 4cm、並びに下端及び右端部に少なくとも 3cm の明確な余白を有する用紙上になければならない。
- (5) 図面は、発明を明確に示す程に十分大きな縮尺としなければならず、かつ、寸法は図面上に標記してはならない。
- (6) 図面には、連続的又は体系的に番号を付し、次のものを記載しなければならない。
 - (i) 左側上端部に、出願人の名称
 - (ii) 右側上端部に、図面の用紙数及び各用紙の連続番号、及び
 - (iii) 右側下端部に、出願人又はその代理人の署名
- (7) フローチャートにおける場合を除き、図面上に説明事項は一切記載してはならない。

規則 16 ひな形

ひな形又は見本については、長官の要求があるときに限り、第 10 条に基づいて提出しなければならない。

第 III 章 特許協力条約(PCT)に基づく国際出願

規則 17 定義

この章において、文脈上他の意味を有する場合を除き、

- (a) 「条約第何条」とは、条約の条をいう。
- (b) 「条約」又は「PCT」とは、特許協力条約をいう。
- (c) この章で定義されずに使用されるが PCT において定義されている他の全ての語句及び表現は、同条約においてそれらに割り振られたものと同一の意味を有する。

規則 18 国際出願に関する所轄庁

- (1) 条約に基づいて出願された国際出願の適用上の受理官庁、指定官庁、及び選択官庁は、規則 4 に従う所轄庁とする。
- (2) 特許庁の本庁は、世界知的所有権機関の国際事務局、国際調査機関及び国際予備審査機関との業務を扱う所轄庁とする。
- (3) 条約に基づく国際出願は、この章の規定、条約、及び PCT に基づいて制定された規則に従って所轄庁に行い、かつ、当該所轄庁により処理される。
- (4) (2) の如何なる規定にも拘らず、所轄庁は、国際出願を受領したときは、当該出願の写し 1 通を記録用写しとして世界知的所有権機関の国際事務局に、また他の 1 通を調査用写しとして管轄国際調査機関に送付しなければならない。当該所轄庁は、同時に特許庁の本庁に当該出願の完全な詳細を提出しなければならない。

規則 19 受理官庁としての所轄庁に対してされる国際出願

- (1) 国際出願は、英語又はヒンディー語の何れかにより、3 通をもって所轄庁に提出しなければならない。
- (2) 所轄庁にされる国際出願に関して納付を必要とする手数料は、条約に基づく規則に規定された手数料に加え、第 1 附則に規定された手数料とする。
- (3) 所轄庁に対してされる国際出願が(1)に基づいて規定された通りにされず、かつ、必要な追加の写しを所轄庁が作成するよう出願人が希望する場合は、当該写しを作成する手数料については、当該出願人がこれを納付しなければならない。
- (4) 出願人から請求を受け、かつ、出願人による所定の手数料の納付があったときは、所轄庁は、優先権書類の認証謄本を作成して、当該所轄庁にされた国際出願の目的で速やかにこれを世界知的所有権機関の国際事務局に送付すると共に、当該出願人及び本庁に通告する。

規則 20 インドを指定する国際出願又はインドを指定し、かつ、選択する国際出願

- (1) 第 7 条(1A)に基づく特許協力条約に基づく国際出願に対応する出願は、様式 1 によりすることができる。
- (2) 特許庁は、インドを指定する国際出願に対応してされた出願の処理を、(4) (i) に定める期限の満了前に開始してはならない。
- (3) インドを指定する国際出願に係る出願人は、(4) (i) に定める期限前に、
 - (a) 本規則に基づく、及び条約に基づいて制定された規則に基づく所定の方法で、特許庁に所定の国内手数料及びその他の手数料を納付しなければならない、

(b) また当該国際出願が英語により提出されず公開もされていないときは、出願人又は当該人により適法に委任された者がその内容が正確かつ完全である旨を適法に証明した英語による出願の翻訳文を特許庁に提出しなければならない。

(4) (i) (2)にいう期限は、条約第2条(xi)にいう優先日から31月とする。

(ii) (i)の如何なる規定にも拘らず、特許庁は、第1附則に規定された手数料と共に様式18により提出された明示の請求により、31月前の如何なる時点でも当該出願を処理し又は審査することができる。

(5) (3)にいう国際出願の翻訳文は、次についての英語による翻訳文を含まなければならない。

(i) 明細書

(ii) 出願時のクレーム

(iii) 図面の語句事項

(iv) 要約

(v) 出願人がインドを選択しなかった場合において、クレームが条約第19条に基づいて補正されたときは、補正されたクレーム及び同条に基づいて提出された陳述書があればその陳述書、及び

(vi) 出願人がインドを選択した場合は、国際予備審査報告書に付属する明細書、クレーム、及び図面の語句事項に対する補正があればその補正

(6) 出願人が(5)にいう補正されたクレーム及び付属書類の翻訳文を、所轄庁の要請を受けたにも拘らず、要件を満たすのに残された期間を考慮して所轄庁が設定する期限内に提出しないときは、当該補正されたクレーム及び付属書類は、所轄庁による出願の以後の処理過程においては無視される。

(7) インドを指定する国際出願に係る出願人は、(3)に従うときは、指定官庁としての所轄庁に対して、第2附則に規定された様式を使用することが望ましい。

規則 21 優先権書類の提出

(1) インドを指定する国際出願に係る出願人が条約に基づく規則の規則17.1(a)又は(b)の要件を遵守しなかった場合は、当該出願人は、規則20(4)にいう期限の満了前に、同条約規則にいう優先権書類を特許庁に提出しなければならない。

(2) (1)にいう優先権書類が英語でない場合は、出願人又は当該出願人により適法に委任された者が適法に証明したその英語の翻訳文を規則20(4)に規定の期限内に提出しなければならない。

(3) 出願人が(1)又は(2)の要件を遵守しない場合は、所轄庁は、優先権書類又は場合によりその翻訳文を、要請の日から3月以内に提出するよう出願人に要請し、出願人がそれに応じないときは、出願人の優先権主張は、法の適用上無視される。

規則 22 一定要件の不遵守の効果

インドを指定する国際出願は、出願人が規則20の要件を遵守しないときは、取り下げられたものとみなす。

規則 23 この章に基づく要件は、条約に基づく規則等を補足する

(1) この章の規定は、PCT並びにそれに基づいて制定された規則及び実施細則を補足する。

(2) この章に含まれる規則と条約並びにそれに基づいて制定された規則及び実施細則との間に抵触がある場合は、条約並びにそれに基づいて制定された規則及び実施細則を国際出願に関して適用する。

第 IV 章 出願の公開及び審査

規則 24 出願の公開

特許出願が第 11A 条(1)に基づいて通常公衆の閲覧に供されない期間は、出願日又は当該出願の優先日の何れか先の日から 18 月とする。

ただし、長官が公報により出願を公開すべき期間は、通常は前記期間満了の日から 1 月又は規則 24A に基づく公開の請求の日から 1 月とする。

規則 24A 公開の請求

第 11A 条(2)に基づく公開の請求は、様式 9 によりしなければならない。

規則 24B 出願の審査

(1) (i) 第 11B 条に基づく審査請求は、様式 18 により、出願の優先日又は出願日の何れか先の日から 48 月以内にしなければならない。

(ii) 第 11B 条(3)に基づく審査請求をすべき期間は、優先日(該当する場合)から 48 月又は出願日から 48 月とする。

(iii) 第 11B 条(4)に基づく審査請求は、優先日若しくは出願日から 48 月以内、又は秘密保持指示の取消の日から 6 月以内の何れか遅い方にしなければならない。

(iv) 第 16 条(3)に基づく「説明」に従いなされる出願の審査請求は、出願日から若しくは最初に述べた出願(原出願)の優先日から 48 月以内、又は新たにされた出願(分割出願)の出願日から 6 月以内の何れか遅い方にしなければならない。

(v) 2005 年 1 月 1 日前にされた出願についての第 11B 条に基づく審査請求をする期間は、2005 年特許(改正)法の施行前は第 11B 条に基づいて規定された期間又は本規則に基づいて規定された期間の何れか後に満了する期間とする。

(2) (i) 審査請求が受領された場合に長官が出願に係る審査官に願書、明細書及びその他の書類を付託すべき期間は、通常は、その公開の日から 1 月又は審査請求の日から 1 月の何れか遅い方までとする。

ただし、当該付託は、(1)に基づく審査請求が提出された順序により行なわれるものとする。

(ii) 審査官が第 12 条(2)に基づいて報告書を作成すべき期間は、長官が当該出願を審査官に付託した日から通常 1 月とする。ただし、3 月を超えないものとする。

(iii) 長官が審査官の報告書を処理すべき期間は、長官が当該報告書を受領した日から通常 1 月とする。

(3) 最初の審査報告書は、願書及び明細書と共に、出願人又は当該人が委任した代理人に、通常は、審査請求の日から 6 月以内、又は公開の日から 6 月以内の何れか遅い方に送付しなければならない。他の利害関係人が審査請求をした場合は、当該審査についての通知は、当該利害関係人に送付することができる。

(4) 第 21 条に基づいて出願を特許付与のために整備する期間は、要件を遵守すべき旨の異論の最初の陳述書が出願人に発せられた日から 12 月とする。

規則 25 公開された出願の特定

第 11A 条(2)及び(5)に基づく出願の公開は、出願番号と共に文字「A」により特定される。

規則 26 取下の請求

第 11B 条(4)に基づく出願の取下請求は、書面でしなければならない。

規則 27 公開された書類の閲覧及び提供

第 11A 条に基づく出願の公開日後、願書並びに出願について提出された完全明細書及び仮明細書(ある場合)、図面(ある場合)及び要約については、本件についての手数料を納付の上長官に対し書面で請求をすることにより、所轄庁においてこれを閲覧することができ、また、その写しについては、第 1 附則に規定の手数料を納付の上これを入手することができる。

規則 28 先の公開による先発明の場合の手続

(1) 長官が、第 13 条に基づく調査の後、完全明細書の何れかのクレーム中にクレームされた限りにおける発明が同条(1)(a)又は(2)にいう何れかの明細書又はその他の書類において公開されていたことに納得するときは、長官は、そのような特定の異論の要旨及びその根拠を出願人に通知し、かつ、出願人は、明細書を補正する機会を与えられる。

(2) 出願人が(1)に基づいて長官により通知された異論の何れかについて抗弁するとき、又は出願人が明細書を補正するか否かに関する意見書と共に明細書を再提出するときは、出願人は、本件について、請求すれば聴聞を受ける機会を与えられる。

ただし、当該請求は、第 21 条(1)に基づいて定められた期間の最終日の 10 日前までにしなければならない。

なお、聴聞の請求については、長官が当該事件の状況において適切とみなす更に短い期間内にこれを提出することが認められる。

(3) 出願人が(2)に基づく聴聞を異論の要旨の通知日から 1 月以内に請求したとき、又は長官が、出願人が明細書を再提出したか否かを問わず、そうすることが望ましいと認めるときは、長官は、当該出願を特許付与のために整備する残存期間又は事件の他の状況を考慮して、聴聞の日時を直ちに決定する。

(4) 出願人には、10 日の予告で又は事件の状況により適切と長官が認める更に短い予告で、当該聴聞について通知し、出願人は速やかに、聴聞に出席するか否かについて長官に届け出なければならない。

(5) 出願人を聴聞した後、又は出願人が聴聞に出席しなかったか若しくは聴聞を受けることを希望しなかったときは聴聞なしで、長官は、明細書について長官が適切と認める補正をすべき旨を指定し又は許可することができ、また、長官が定める期間内にそのように指定し又は許可した補正がされない限り、特許の付与を拒絶することができる。

規則 28A 第 14 条に基づく審査官報告書の考慮に関する手続

出願人が自己に通知された何れかの異論に抗弁する場合は、規則 28 に規定された手続を適用することができる。

規則 29 先のクレームによる先発明の場合の手続

(1) 完全明細書の何れかのクレーム中にクレームされた限りにおける発明が第 13 条(1)(b)に該当する他の明細書の何れかのクレーム中でクレームされていることが判明したときは、出願人には、その旨が通知され、かつ、自己の明細書を補正する機会を与えられる。

(2) 出願人の明細書がその他の点では特許付与のために整備されており、第 13 条(1)(b)に基づく異論が未解決のときは、長官は、特許の付与を延期し、異論の除去のため 2 月の期間を許可することができる。

規則 30 先発明の場合における完全明細書の補正

(1) いつでも出願人が請求するとき、又は異論が規則 29(2)にいう期間内に除去されなかったと長官が納得するときは、出願人を聴聞する日が直ちに決定され、少なくとも 10 日前に、決定された日について出願人に通告される。出願人は速やかに、当該聴聞に出席するか否かを長官に届け出なければならない。

(2) 出願人を聴聞した後、又は出願人が聴聞に出席しなかったか若しくは聴聞を受けることを希望しない旨を届け出たときは聴聞なしで、長官は、自己の納得するように当該明細書の補正をすることを指定し又は許可することができ、かつ、長官が指摘する他の明細書への言及を出願人の明細書に挿入すべき旨を指示することができる。ただし、長官が決定する期間内に、当該補正がされ又はそれに同意される場合は、この限りでない。

規則 31 他の明細書への言及の様式

規則 30 に従い、長官が他の明細書への言及を出願人の完全明細書に挿入すべき旨を指示したときは、当該言及は、クレームの後に挿入し、かつ、次の様式によらなければならない。すなわち、

「1970 年特許法第 18 条(2)に従い、出願番号第……号にて提出された明細書への言及が指示された。」

規則 32 侵害の虞がある場合の手続

第 13 条に基づいてされた調査の結果、出願人の発明は他の特許のクレームの侵害となる実質的な危険を冒すことなしには実施することができないと長官が認めるときは、出願人にその旨が通知され、規則 29 に規定された手続が必要な限りにおいて適用される。

規則 33 他の特許への言及の様式

第 19 条(1)に基づいて、長官が他の特許への言及を出願人の完全明細書に挿入すべき旨を指示したときは、当該言及は、クレームの後に、次の様式により挿入しなければならない。すなわち、

「1970 年特許法第 19 条(1)に従い、特許番号第……号への言及が指示された。」

規則 34 第 20 条(1)に基づいて請求すべき方法

(1) 第 20 条(1)に基づく請求は、様式 6 によりしなければならない。

(2) 譲渡証若しくは契約書の原本、又はその認証謄本若しくは公証謄本もまた、長官の検証のため提出しなければならない。また長官は、必要と認める権原の他の証拠又は同意書を要求することができる。

規則 35 第 20 条(4)に基づいて請求をすることができる方法

(1) 第 20 条(4)に基づく請求は、様式 6 によりしなければならない。

(2) 当該請求書には、共同出願人の死亡証明、及び死亡者遺言検認書の認証謄本若しくは死亡者の財産に係る遺産管理書の認証謄本又は同意を与えた者が死亡した出願人の法定代理人である旨を立証する他の何らかの書類を添付しなければならない。

規則 36 第 20 条(5)に基づく申請の方法

(1) 第 20 条(5)に基づく申請は、様式 6 により 2 通をもって行い、出願人が依拠する事実及び出願人が求める指示を十分に記述した陳述書を添付しなければならない。

(2) 当該申請書及び陳述書の写し各 1 通は、長官が他の共同出願人の各々に送付しなければならない。

規則 37 特許付与時における出願の番号付け

特許付与時に、出願は、1911 年インド特許及び意匠法(1911 年法律第 2 号)に基づいて特許に与えられる連続番号による番号(出願番号という)を付されるものとし、これは、そのように付与される特許証の番号とする。

規則 38 特許願書、明細書等の閲覧 [削除]

第 V 章 排他的販売権 [削除]

第 VI 章 特許付与に対する異議手続

規則 55 特許に対する異議申立

- (1) 第 25 条(1)に基づく異議申立は、所轄庁にしなければならず、かつ、陳述書及び当該申立を支持する証拠(ある場合)並びに希望のあるときは聴聞の請求を含まなければならない。
- (1A) (1)の如何なる規定にも拘らず、特許は第 11A 条に基づく出願の公開日から 6 月の満了前には一切付与されない。
- (2) 長官は、出願の審査請求が提出されたときに限り当該申立を審査する。
- (3) 長官は、申立の審査時に、特許出願は拒絶すべき旨又は完全明細書は補正を必要とする旨を認めるときは、当該申立書の写しを添え出願人にその旨を通知する。
- (4) (3)に基づく通知の受領時に、出願人は、希望するときは、当該通知の日付から 3 月以内に自己の陳述書及び出願を支持する証拠(ある場合)を提出しなければならない。
- (5) 出願人の提出した陳述書及び証拠の審査に基づいて、長官は、当該出願に基づく特許付与を拒絶するか、又は特許付与前に長官の納得するように完全明細書を補正すべき旨を命じるかの何れかとすることができる。
- (6) 長官は、請求されている場合の聴聞中にされた申立及び提出物を審査した後、同時に更に手続を遂行し、前記手続完了から通常 1 月以内に、当該出願について当該申立を拒絶して特許を付与するか又は当該申立を受理して特許付与を拒絶するかの何れかとしなければならない。

規則 55A 異議申立書の提出

第 25 条(2)に基づいて提出すべき異議申立書は、様式 7 により作成し、2 通を所轄庁における長官宛に送付しなければならない。

規則 56 異議部の構成及びその手続

- (1) 長官は、規則 55A に基づく異議申立の受領時に、命令により、3 名の構成員からなる異議部を形成し、そのうちの 1 名を異議部の部長に指名する。
- (2) 第 73 条(2)に基づいて任命された審査官は、異議部の構成員として適格とする。
- (3) 出願に係る特許付与の手続中に当該特許出願を扱ったことがある審査官は、当該出願について(2)に規定された異議部の構成員として不適格とする。
- (4) 異議部は、規則 57 から規則 60 までに基づいて提出された書類に沿って第 25 条(3)にいう異議申立の審査を行い、当該書類の送付があった日から 3 月以内に、異議申立に挙げられた各根拠に関する理由及び異議部の共同勧告を含む報告書を提出しなければならない。

規則 57 異議申立陳述書及び証拠の提出

異議申立人は、異議申立人の利害の内容、自己の事件の基礎となる事実及び自己が求める救済措置を記述した陳述書 2 通、並びに証拠(ある場合)を、異議申立書と共に送付し、かつ、特許権者に当該陳述書及び証拠(ある場合)の写し各 1 通を送達しなければならない。

規則 58 答弁書及び証拠の提出

- (1) 特許権者が異議を争いたいときは、当該特許権者は、規則 57 に基づく陳述書及び異議申

立人の証拠(ある場合)の写しを受領した日から2月以内に、異議を争う理由を十分に記述した答弁書及びその者の立場を支持する証拠(ある場合)を所轄庁に提出し、かつ、その写し1通を異議申立人に送達しなければならない。

(2) 特許権者が異議について争うことを望まないか又は(1)に規定の期間内に答弁書及び証拠を提出しないときは、特許は取り消されたものとみなす。

規則 59 異議申立人による弁駁証拠の提出

異議申立人は、規則 58 に基づく特許権者の答弁書及び証拠の写し各1通の送達を受けた日から1月以内に、特許権者の証拠における事項に厳格に限定した弁駁証拠を所轄庁に提出し、かつ、当該弁駁証拠の写し1通を特許権者に送達しなければならない。

規則 60 長官の許可により提出すべき追加の証拠

追加の証拠は、長官の許可又は指示による場合を除き、何れの当事者も一切送達してはならない。

ただし、当該許可又は指示については、長官が規則 62 に基づく聴聞を決定する前に、これを請求することを条件とする。

規則 61 提出されるべき書類の通数

(1) 異議申立書において、又は当該異議申立に関連して提出され、かつ、長官の納得するように認証された何らかの陳述書又は証拠において言及された全ての書類の写しは、長官が別段の指示をしない限り、同時に2通を提出しなければならない。

(2) 英語以外の言語による明細書又はその他の書類が異議申立書、陳述書又は証拠において言及されているときは、その英語による認証翻訳文2通を当該異議申立書、陳述書又は場合により証拠と共に提出しなければならない。

規則 62 聴聞

(1) 証拠(ある場合)の提出の完了時及び異議部の勧告の受領時、又は長官が適切と考えるその他のときに、長官は、異議申立を聴聞する日時を定め、当該聴聞について10日以上前に当事者に通知しなければならない。また異議部の構成員に聴聞に出席すべき旨を命じることができる。

(2) 何れかの手続当事者が聴聞を受けようとするときは、当該当事者は、第1附則に規定の手数料を添えた届出により、その旨を長官に通知しなければならない。

(3) 長官は、(2)に基づく届出をしなかった当事者の聴聞を拒絶することができる。

(4) 何れかの当事者が聴聞において異議申立書、陳述書又は証拠において未だ記述していない刊行物に依拠しようとするときは、自己の意思を当該刊行物の詳細と共に、5日以上前に相手方当事者及び長官に通知しなければならない。

(5) 長官は、聴聞を受けることを希望する1若しくは複数の当事者を聴聞した後、又は何れの当事者も聴聞を受けることを希望しないときは聴聞なしで、かつ、異議部の勧告を参酌した後、異議について決定し、かつ、当該決定を、それについての理由を挙げて当事者に通知しなければならない。

規則 63 費用の決定

特許権者が異議申立のされた後に特許の取下を希望する旨を長官に通知したときは、長官は、事件の実体に応じて、費用を異議申立人に対して裁定すべきか否かを決定することができる。

規則 63A 第 26 条(1)に基づいてされる請求

第 26 条(1)に基づく請求は、様式 12 により、長官の命令の日から 3 月以内に行なわれなければならない。かつ、申立人が依拠する事実及びその者が求める救済措置を記載した陳述書を添付しなければならない。

規則 64 完全明細書を第 27 条に基づいて補正すべき期間 [削除]

規則 65 とるべき手続 [削除]

規則 66 第 28 条(2)に基づく請求をする様式

第 28 条(2)に基づく請求は、様式 8 により行なわれなければならない。

規則 67 第 28 条(3)に基づく請求をする様式

(1) 第 28 条(3)に基づく請求は、様式 8 により行なわれなければならない。かつ、当該請求をする状況を記述した陳述書を添付しなければならない。

(2) 長官は、当該請求及び陳述書の写し各 1 通を、各特許出願人(ただし、請求人でない者)及び利害関係があると長官が認めるその他の者に送付しなければならない。

規則 68 第 28 条(7)に基づいてすべき申請の様式

(1) 第 28 条(7)に基づく証明書の申請については、様式 8 によりこれをしなければならない。かつ、当該申請をする状況を記述した陳述書を添付しなければならない。

(2) 長官は、申請書及び陳述書の写し各 1 通を、各特許権者又は場合により特許出願人、及び利害関係があると長官がみなすその他の者に送付しなければならない。

規則 69 第 28 条に基づく請求又は申請についての聴聞の手続

異議申立書、陳述書、答弁書の提出、証拠提出、聴聞及び費用に関する規則 55A 及び規則 57 から規則 63 までに規定の手続は、異議手続に対して適用するのと同様に、第 28 条に基づく請求又は申請についての聴聞に対しても可能な限り適用する。ただし、特許権者に対する言及は、請求又は場合により申請をする者に対する言及と解釈する旨の変更に従うことを条件とする。

規則 70 発明者の掲載

第 28 条(1)に基づく発明者の掲載は、次の様式により関係する書類においてする。すなわち、「1970 年特許法第 28 条の趣旨での本発明／本発明の実質的部分の発明者は、……の………である。」

第 VII 章 秘密保持の指示

規則 71 第 39 条に基づいてインド国外で特許出願をする許可

- (1) インド国外で特許出願をする許可を求める請求は、様式 25 によりしなければならない。
- (2) (1)に基づいてされた請求については、国防及び原子力の出願に関する発明の場合を除き、長官が処理する期間は、通常当該請求提出の日から 21 日以内とする。

規則 72 再検討の結果についての第 36 条(2)に基づく通知

- (1) 第 36 条(1)に基づく各再検討の結果については、その通知を長官が受領した日から 15 日以内に、これを特許出願人に伝えなければならない。
- (2) 第 38 条に基づいて行うべきことが求められ又は認められている事項を行うための期間の延長は、第 35 条(1)に基づいて中央政府により発せられた指示が有効であった期間を超えないものとする。

第 VIII 章 特許の付与

規則 73 特許証の捺印〔削除〕

規則 74 特許証の様式

- (1) 特許証の様式は、第 3 附則に規定された様式に各事件の状況により求められる変更を施したものとし、規則 37 に基づいて出願に付与された番号を付していなければならない。
- (2) 特許証は、第 43 条に基づく特許付与の日から通常は 7 日以内に発行されるものとする。

規則 74A 特許付与に関する書類の閲覧

特許付与の公告日の後、願書並びに完全明細書及び仮明細書(ある場合)、図面(ある場合)、要約及びそれらに関するその他の書類について、長官に書面で請求し、かつ、手数料を納付の上、所轄庁において閲覧することができ、また第 1 附則に規定の手数料を納付の上、写しを入手することができる。

規則 75 第 44 条に基づく特許証の訂正

特許証の訂正についての第 44 条に基づく申請については、裏付けとなる証拠を添えて様式 10 によりこれを行い、かつ、特許証を添付しなければならない。

規則 76 第 51 条(1)に基づく指示の申請方法

- (1) 第 51 条(1)に基づく指示の申請は、様式 11 により行い、申請人が依拠する事実を記述した陳述書を添付しなければならない。
- (2) 長官は、当該申請書及び陳述書の写し各 1 通を、特許の被付与者又は特許所有者として登録された他の各人に送付しなければならない。

規則 77 第 51 条(2)に基づく申請方法

- (1) 第 51 条(2)に基づく指示の申請は、様式 11 により行い、申請人が依拠する事実を記述した陳述書を添付しなければならない。
- (2) 長官は、当該申請書及び陳述書の写し各 1 通を懈怠者に送付しなければならない。

規則 78 第 51 条に基づく手続の聴聞についての手続

異議申立書、陳述書及び答弁書の提出、証拠提出、聴聞並びに費用に関する規則 55A 及び規則 57 から規則 63 までに規定の手続は、異議手続についての聴聞に対して適用するのと同様に、第 51 条に基づく申請の聴聞に対しても可能な限り適用する。

規則 79 第 52 条(2)に基づく請求

- (1) 第 52 条(2)に基づく請求は、様式 12 により、同条(1)にいう審判部又は裁判所の命令の日から 3 月以内に行い、かつ、申立人が依拠する事実及びその者が求める救済措置を記述した陳述書、並びに審判部又は裁判所の命令書の認証謄本を添付しなければならない。
- (2) 審判部又は裁判所が発明の一部に限り出願人に対して特許を付与すべき旨を命令した場合は、交付される新たな特許証には、当該特許が付与されたのと同日に受理された完全明細書に与えられる同一連続番号での番号を与えなければならない。

規則 80 第 53 条に基づく更新手数料

(1) 特許を有効に維持するため、特許証の日付から第 2 年次又はその後続年次の満了時に、第 1 附則に規定の更新手数料の納付がされていなければならない。これは第 2 年次又はその後続年次の満了前に特許庁に送金されなければならない。

(1A) (1)に規定の更新手数料の納付のための期間は、当該期間延長の請求が第 1 附則に規定の手数を添えて様式 4 により行われたときは、これを 6 月以下の期間まで延長することができる。

(2) 更新手数料を納付するに当たっては、関係特許番号及び日付並びに当該手数料の納付に係る年次を挙げなければならない。

(3) 2 年以上について納付を必要とする年次更新手数料は、前納することができる。

(4) 長官は、自己が必要とみなす調査をした後、何れかの更新手数料を引き落とし、かつ、当該手数料が納付された旨の証明書を発行しなければならない。

第 IX 章 願書, 明細書又はそれらに関する書類の補正

規則 81 願書, 明細書又はそれらに関する書類の補正

(1) 特許願書若しくは完全明細書又はそれらに関する書類の第 57 条に基づく補正申請は, 様式 13 によりしなければならない。

(2) (1)に基づく補正申請が付与されなかった特許出願に係るときは, 長官は, 当該補正を許可すべきか否か及び如何なる条件(ある場合)を付すべきかを決定しなければならない。

(3) (a) (1)に基づく補正申請が特許の付与後にされ, かつ, 提案された補正の内容が本質的であるときは, 当該申請は, 公告しなければならない。

(b) 補正申請に異議を申し立てようとする者は何人も, 当該申請の公告の日から3月以内に, 様式 14 により異議申立書を提出しなければならない。

(c) 陳述書及び答弁書の提出, 証拠提出, 聴聞並びに費用に関する規則 57 から規則 63 までに規定の手続は, 異議手続についての聴聞に対して適用するのと同様に, 第 57 条に基づく異議申立の聴聞に対しても可能な限り適用する。

規則 82 補正明細書等の作成

長官が特許願書若しくは完全明細書又はその他の書類の補正を許可する場合において, 長官が求めるときは, 出願人は, 長官により指定されるべき期間内に, 補正した願書若しくは明細書又は場合によりその他の書類を, 本規則の規定に従って所轄庁に提出しなければならない。

規則 83 許可された補正の公告

特許の付与後に許可された補正は, 公告しなければならない。

第 X 章 特許の回復

規則 84 特許の回復

- (1) 第 60 条に基づく特許の回復申請は、様式 15 によりしなければならない。
- (2) 長官が、特許の回復について一応の証拠がある事件が立証されなかったと納得するときは、長官はその旨を申請人に通知しなければならない。申請人が当該事項について聴聞を受けることを当該通知の日から 1 月以内に請求しない限り、長官は当該申請を拒絶する。
- (3) 申請人が許可された期間内に聴聞を請求し、かつ、長官が、当該聴聞を行った上、更新手数料の不納付が故意でなかった旨を一応納得する場合は、長官は、当該申請を公告しなければならない。

規則 85 第 61 条に基づく回復に対する異議申立

- (1) 規則 84(3)に基づく申請の公告の日から 2 月以内のいつでも、利害関係人は何人も、様式 14 によりそれに対する異議を申し立てることができる。
- (2) 異議申立書の写しは、長官が申請人に送付しなければならない。
- (3) 陳述書及び答弁書の提出、証拠提出、聴聞並びに費用に関する規則 57 から規則 63 までに規定の手続は、異議手続における聴聞に対して適用するのと同様に、第 60 条に基づく異議申立の聴聞に対しても可能な限り適用する。

規則 86 不納付の更新手数料の納付

- (1) 長官が申請人にとって有利に決定したときは、当該申請人は、長官が当該回復申請を許可した命令の日から 1 月以内に、不納付の更新手数料及び第 1 附則に規定の追加手数料を納付しなければならない。
- (2) 長官は、自己の決定について、公告しなければならない。

第 XI 章 特許の放棄

規則 87 特許の放棄

- (1) 長官は、第 63 条に基づいてされた申出を公告しなければならない。
- (2) 利害関係人は何人も、当該申出書の公告の日から 3 月以内に、様式 14 の 2 通により、長官に異議を申し立てることができる。
- (3) 陳述書及び答弁書の提出、証拠提出、聴聞並びに費用に関する規則 57 から規則 63 までに規定の手続は、異議手続における聴聞に対して適用するのと同様に、第 63 条に基づく異議申立の聴聞に対しても可能な限り適用する。
- (4) 長官が特許を放棄する旨の特許権者の申出を受理するときは、長官は、特許権者に対して特許証を返還すべき旨を指示することができ、当該特許証の受領時に、長官は、命令により特許を取り消し、当該特許の取消を公告しなければならない。

第 XII 章 特許登録簿

規則 88 第 67 条に基づく特許登録簿

(1) 特許の付与時に、長官は、特許権者としての被付与者の名称、住所及び国籍、発明の名称(当該発明が関係する類別を含む)、特許の日付及びその付与の日付を特許権者の送達宛先と共に、各所轄庁の特許登録簿に記入しなければならない。

(2) 長官はまた、各特許に関して長官、審判部又は裁判所に対する法に基づく手続に関する明細を特許登録簿に記入しなければならない。

(3) 特許登録簿又はその一部がコンピュータ用フロッピーディスク、ディスクレット又はその他の電子形式である場合は、それは長官から適法に許可された者によってのみ維持され、かつ、アクセスされるものとし、同登録簿における記入、又は記入の変更若しくは更正は、長官によりそれを許可されていない何人も一切してはならない。

規則 89 第 68 条に基づく書類の登録 [削除]

規則 90 特許についての権原及び権利の登録

(1) 第 69 条(1)又は(2)にいう申請は、様式 16 によりしなければならない。

(2) 特許の所有権に影響を及ぼすとされる他の何らかの書類について、当該書類に基づく受益者が特許登録簿への記入を求める申請は、様式 16 によりこれをしなければならない。

規則 91 特許の譲渡証等の長官への提出

特許の移転に効力を与え、その証拠となり若しくはその所有権に影響を及ぼし、又は当該申請において主張される特許についての権利を創出している譲渡証及びその他の書類の各々は、長官が別段の指示をしない限り、申請書と共に長官に提出しなければならない。この申請書には申請人又はその代理人により正本と証明された譲渡証又はその他の書類の写し 2 通を添付しなければならない。また長官は、自己が必要とする権原の他の証拠又は同意書を要求することができる。

規則 92 特許についての権原又は権利の登録

第 69 条(1)又は(2)に基づく申請の受領後、長官は、特許について関係人の権原又は場合によりその者の権利を登録しなければならない。特許登録簿には、次の様式により記入しなければならない。すなわち、

「……………に関して受理された申請に従い、……………年……………月……………日付にて、当事者……………と相手方当事者……………との間で締結された譲渡証書／ライセンス証書／譲渡抵当証書等によって、特許所有者／実施権者／譲渡抵当権者等として登録された。」

規則 93 更新手数料の記入

長官は、特許に係る所定の更新手数料の納付を受けたときは、当該手数料が納付された事実及び当該手数料の納付の日を特許登録簿に記入し、かつ、納付証明書を発行しなければならない。

規則 94 宛先の変更

(1) 特許権者は、その者に付与された特許に関して特許登録簿に記入された自己の名称、国籍、住所又は送達宛先の変更について、納付を必要とする手数料を添えて、書面で長官に請求することができる。長官は、当該名称又は国籍の変更請求について処理する前に、自己が適切と認める変更の証拠を要求することができる。

(2) 長官が(1)に基づいてされた請求を認めるときは、長官は、特許登録簿の記入をそれに応じて変更させなければならない。

(3) 特許権者がインドにおける追加の送達宛先の特許登録簿への記入について、納付を必要とする手数料を添えて書面で請求し、かつ、長官が当該請求を認めるべきものと納得するときは、長官は、当該追加の送達宛先を特許登録簿に記入させなければならない。

規則 95 第 72 条に基づく特許登録簿の閲覧及びそれにつき納付を要する手数料

(1) 特許登録簿は、第 1 附則に規定の閲覧のための手数料の納付があったときは、就業時間中に公衆の閲覧に供せられる。

(2) 特許登録簿又はその一部がコンピュータ用フロッピーディスク、ディスクレット又はその他の電子形式であるときは、規則 88(3)に基づいて長官により許可された者は、コンピュータ用フロッピーディスク、ディスクレット若しくはその他の電子形式、又はその記録の出力に対するアクセスを提供しなければならない。

第 XIII 章 強制ライセンス及び特許取消

規則 96 強制ライセンス等の申請

第 84 条, 第 85 条, 第 91 条, 第 92 条又は第 92A 条に基づく命令を求める長官に対する申請は, 様式 17 又は場合により様式 19 によりしなければならない。中央政府によりされる請求の場合を除き, 申請には, 申請人の権利の内容及び申請人が受諾しようとするライセンスの条件を記述しなければならない。

規則 97 一応の証拠がある事件が立証されないとき

(1) 証拠を審査の上, 長官が, 規則 96 にいう法の何れかの条に基づく命令を発することについて一応の証拠がある事件が立証されていないと納得するときは, 長官は, 申請人にその旨を通知し, かつ, 申請人が当該事項について聴聞を受けることを当該通知から 1 月以内に請求しない限り当該申請を拒絶する。

(2) 申請人が聴聞を受けることを(1)に基づいて認められた期間内に請求したときは, 長官は, 申請人に対して聴聞を受ける機会を与えた後, 申請の手續を遂行することができるか否か又は当該申請を拒絶すべきか否かを決定しなければならない。

規則 98 第 87 条(2)に基づく異議申立書

(1) 第 87 条(2)に基づく異議申立書は, 様式 14 によるものとし, 同条(1)に基づく申請の公告の日から 2 月以内に, これを長官に送付しなければならない。

(2) (1)にいう異議申立書には, 異議申立人が申請人に対して許諾する用意があるライセンスの条件(ある場合)を含み, かつ, 当該異議申立を支持する証拠を添付しなければならない。

(3) 異議申立人は, 自己の異議申立書及び証拠の写し各 1 通を申請人に送達し, かつ, 当該送達を実施した時を長官に通知しなければならない。

(4) 追加の陳述書又は証拠は, 長官の許可又は要求がある場合を除き, 何れの当事者もこれを送達してはならない。

(5) 長官は, 当該事件についての聴聞の日時を直ちに定め, 10 日以上前に当該聴聞について全当事者に通知しなければならない。

(6) 規則 62(2)から(5)までに規定の手續は, 異議手續における聴聞に対して適用するのと同様に, 本条規則による聴聞についての手續に対しても可能な限り適用する。

規則 99 取消命令の公告方法

長官は, 第 85 条(3)に基づいて自己が発した特許を取り消す命令については, これを公告しなければならない。

規則 100 第 88 条(4)に基づく申請

(1) 長官が裁定したライセンスの条件の変更についての第 88 条(4)に基づく申請は, 様式 20 によりするものとし, 申請人が依拠する事実及びその者が求める救済措置を記載し, かつ, 当該申請を支持する証拠を添付しなければならない。

(2) 長官が当該ライセンス条件の変更について一応の証拠がある事件が立証されていないと納得するときは, 長官は, 申請人にその旨を通知し, かつ, 1 月以内に申請人が当該事項に

ついて聴聞を受けることを請求しない限り当該申請を拒絶することができる。

(3) 長官は、申請人に対して聴聞を受ける機会を与えた後、当該申請について手続を遂行すべきか否か又は当該申請を拒絶すべきか否かを決定しなければならない。

規則 101 第 88 条(4)に基づく申請の場合にとるべき手続

(1) 長官が当該申請手続の遂行を許可したときは、長官は、申請書の写し及びそれを支持する証拠の写しを、特許権者若しくは当該特許に利害関係を有するとして特許登録簿に掲載されている者に宛てて、又は長官が当該写しを送達すべきと認めるその他の者に宛てて送達すべき旨を当該申請人に指示しなければならない。

(2) 申請人は、当該申請書の写し及び証拠の写しを(1)にいう特許権者及びその他の者に送達した日付を長官に通知しなければならない。

(3) 当該申請書及び証拠の写しを送達された特許権者又はその他の者は、様式 14 により当該送達の日から 1 月以内に、長官に異議を申し立てることができる。当該異議申立書には、異議申立人が依拠する理由を記載し、かつ、当該異議申立を支持する証拠を添付しなければならない。

(4) 異議申立人は、異議申立書及びその者の証拠の写しを申請人に送達し、かつ、当該送達を実施した日付を長官に通知しなければならない。

(5) 追加の証拠又は陳述書は、長官の特別許可又は長官による請求がある場合を除き、何れの当事者も一切これを提出してはならない。

(6) 上記手続の完了時に、長官は、当該事件の聴聞の日時を直ちに定め、かつ、10 日以上前に当該聴聞について全当事者に通知しなければならない。

(7) 規則 62(2)から(5)までに規定の手続は、異議手続における聴聞に対して適用するのと同様に、本条規則に基づく聴聞についても可能な限り適用する。

(8) 長官がライセンスの条件を変更することを決定したときは、長官は、申請人に許諾されたライセンスを自己が必要とみなす方法により直ちに修正しなければならない。

規則 102 第 94 条に基づく強制ライセンスの終了の申請

(1) 第 94 条(1)に基づく強制ライセンスの終了の申請は、様式 21 により、特許権者又は特許についての権原若しくは権利を取得したその他の者がしなければならない。申請書には、当該申請を支持する証拠を添付しなければならない。

(2) 申請人は、申請書及び証拠の写し各 1 通を強制ライセンスの所有者に送達し、かつ、当該送達を実施した日付を長官に通知しなければならない。

(3) 強制ライセンスの所有者は、当該申請書及び証拠を自らが受領した日から 1 月以内に、当該申請に対する異論を証拠(ある場合)と共に長官に提出することができ、かつ、異論の写しを申請人に送達することができる。

(4) 追加の証拠又は陳述書は、長官の特別許可又は長官による請求がある場合を除き、何れの当事者も一切これを提出してはならない。

(5) 長官は、前記手続の完了時に、当該事件の聴聞の日時を直ちに定め、かつ、10 日以上前に当該聴聞について全当事者に通知しなければならない。

(6) 規則 62(2)から(5)までに規定の手続は、異議手続における聴聞に対して適用するのと同様に、本条規則に基づく聴聞についても可能な限り適用する。

(7) 長官が強制ライセンスを終了させることを決定したときは、長官は、当該終了についての条件(ある場合)を提示する命令を直ちに発し、かつ、当該命令の謄本を両当事者に送達しなければならない。

第 XIV 章 鑑定人

規則 103 鑑定人名簿

- (1) 長官は、第 115 条の適用上、鑑定人名簿を維持管理する。当該名簿は、毎年更新される。当該名簿には、鑑定人の名称及び住所、署名見本及び写真、それらの者の称号、並びに学歴、専攻分野及び技術上、実務上及び研究上の経験に関する情報を記載しなければならない。
- (2) 何人かが次に該当するときは、自己の名称を鑑定人名簿に記入させる資格があるものとする。
- (i) 科学、工学、技術又は同等の学位を保有するとき
 - (ii) 少なくとも 15 年の実務上又は研究上の経験を有するとき、及び
 - (iii) 中央政府又は州政府の科学若しくは技術関係の部局又は何らかの機関において責任のある地位に現にあるか若しくはあったとき

規則 104 鑑定人名簿への記載の申請方法

利害関係人は何人も、自己の経歴資料を提出して、その名称の鑑定人名簿への記載を求めて長官に申請することができる。

規則 105 その他の者の名称の鑑定人名簿への記載

長官は、規則 103 及び規則 104 の如何なる規定にも拘らず、何人についても、長官が適切とみなす調査の後、長官がその者を鑑定人名簿に記入すべきと認めるときは、その者の名称を鑑定人名簿に記入することができる。

規則 106 条件緩和権限

長官は、そのようにすることが必要又は便宜であると認める場合において、何人に関しても、その者が他の点で十分資格のあるときは、規則 103(2) に規定の資格要件を、書面による記録を理由として、命令により緩和することができる。

規則 107 鑑定人名簿からの抹消

長官は、次のときは、何人の名称も鑑定人名簿から抹消することができる。

- (a) その者が当該抹消の請求を行ったとき、又は
 - (b) 長官が、その者の名称が錯誤により又は何らかの重大な事実についての不実表示若しくは隠蔽により、当該名簿に記入されたと納得するとき、又は
 - (c) その者が有罪の判決を受けて有期の拘禁刑を宣告され、又はその者の職業上の資格での違法行為で有罪となったことがあり、かつ、長官が、その者の名称を当該名簿から抹消すべきと認めたとき
- ただし、本条規則に基づいて何人かの名称を鑑定人名簿から抹消する前に、その者に対して聴聞を受ける適切な機会を与えなければならない。

第 XV 章 特許代理人

規則 108 特許代理人登録簿に記載すべき明細

- (1) 第 125 条に基づいて備えられた特許代理人登録簿には、各登録特許代理人について名称、国籍、主たる営業所の宛先、支店(ある場合)の宛先、資格、及び登録日を記載しなければならない。
- (2) 特許代理人登録簿がコンピュータ用フロッピーディスク、ディスクット又はその他の電子形式である場合は、それは長官が適法に許可した者によってのみ維持され、かつ、アクセスされるものとし、同登録簿における記入又は記入の変更若しくは更正は、長官がそれを許可していない者は何人も一切してはならない。
- (3) (i) 特許代理人登録簿の写しは各支庁において維持管理する。
(ii) 特許代理人登録簿はまた、特許代理人として登録された者の署名見本及び写真を含むものとする。

規則 109 特許代理人の登録申請

- (1) 特許代理人としての登録をしようとする者は何人も、様式 22 により申請しなければならない。
- (2) 申請人は、長官が必要とすることがある他の情報も提供しなければならない。
- (3) 規則 110 に基づく資格試験の受験を希望する者は、第 1 附則に規定の手数料を添えて長官に請求しなければならない。

規則 110 特許代理人の資格試験の明細

- (1) 第 126 条(1)(c)(ii)にいう資格試験は、筆記テスト及び口述試験から成る。
- (2) 筆記テストは、次の答案用紙及び点数から成る。すなわち、

答案用紙 I	特許法及び特許規則	100 点
答案用紙 II	特許明細書その他の書類の起草及び解釈	100 点
	口述試験	100 点

- (3) 筆記答案用紙及び口述試験についての資格認定は、満点のそれぞれ 50 パーセントとし、志願者が満点の総計 60 パーセントを取得したときに限り、資格試験に合格したものとする。

規則 111 特許代理人の登録

志願者が規則 110 に規定の資格試験に合格し、かつ、長官が必要と認める他の情報を入手した後、長官は、第 1 附則に規定の該当手数料の受領時に当該志願者の名称を特許代理人登録簿に記入し、その者に対して特許代理人としての登録証明書を交付する。

規則 111A 特許代理人の証明書副本の交付

長官は、第 1 附則に規定の手数料を添え、かつ、規則 111 に基づいて交付された証明書原本を紛失、毀損したので提出することができない状況を記載した陳述書を含む、特許代理人として登録された者による請求により、特許代理人としての登録証明書副本を交付することができる。

規則 112 特許代理人登録の申請書に含めるべき詳細

第 126 条(2)に基づいて特許代理人として登録される資格を有する者による申請もまた、様式 22 によりしなければならない。

規則 113 第 126 条(2)に基づく特許代理人の登録

長官は、何人かから規則 112 に基づく特許代理人としての登録申請書を受領したときは、その者が第 126 条(2)に規定の条件を満たしているとなつたときは、その者の名称を特許代理人登録簿に記入することができる。

規則 114 特許代理人としての登録資格喪失

ある者が次に該当するときは、特許代理人としての登録資格がないものとする。

- (i) 管轄裁判所から心神喪失者である旨の宣告を受けたとき
- (ii) 債務弁済未了の破産者であるとき
- (iii) 債務弁済完了の破産者であつて、その者の破産がその者の側に何らの不法行為がなく災難により生じたものである旨の証明書を裁判所から未だ取得していないとき
- (iv) インド国内又は国外を問わず管轄裁判所から、有期の拘禁刑をもって処罰されるべき犯罪について有罪判決を受けたとき。ただし、その者の有罪判決対象の犯罪が赦免された場合又はその者による申請に基づいて中央政府が本件についての命令により資格喪失を免除した場合は、この限りでない。
- (v) 弁護士であつて、業務上の違法行為について有罪の判決を受けたとき、又は
- (vi) 公認会計士であつて、過失又は不法行為について有罪の判決を受けたとき

規則 115 手数料の納付

特許代理人登録簿におけるある者の名称の登録継続は、それについて第 1 附則に規定の手数料を納付することを条件とする。

規則 116 特許代理人登録簿からの名称の抹消

- (1) 長官は、次のときは、何れの特許代理人の名称も特許代理人登録簿から抹消することができる。
 - (a) 特許代理人からその旨の請求を受領したとき、又は
 - (b) その者が死亡したとき、又は
 - (c) 長官が第 130 条(1)に基づいてその者の名称を抹消したとき、又は
 - (d) その者が規則 115 に規定の手数料の納付を、納付期日後 3 月を超えて怠ったとき
- (2) 特許代理人登録簿からの何人かの名称の抹消は、これを公告し、かつ、関連する場合は、当該抹消について関係人に直ちに通知しなければならない。

規則 117 特許代理人登録簿から抹消された者の名称の回復

- (1) 特許代理人登録簿から抹消された者の名称の第 130 条(2)に基づく回復申請は、様式 23 により、当該抹消の日から 2 月以内にしなければならない。
- (2) ある者の名称が特許代理人登録簿に回復するときは、その者の名称は、最後の年次料金が納付期日となった日から 1 年間は、登録簿に維持される。

(3) 特許代理人登録簿への名称の回復は、公告し、かつ、関係人に通知しなければならない。

規則 118 特許代理人登録簿における名称等の変更

(1) 特許代理人は、特許代理人登録簿に記入された名称、主たる営業所及び支店(ある場合)の宛先又は資格について、変更を申請することができる。当該申請及びそれについて第1附則に規定の手数料の受領時に、長官は、特許代理人登録簿における必要な変更をさせるものとする。

(2) 特許代理人登録簿に関してされた各変更は、公告される。

規則 119 特許代理人としての承認の拒絶

長官は、第131条(1)に従い、法に基づく何らかの業務に関し何人かを特許代理人として承認すべきでないと認めるときは、自己の理由をその者に通知し、かつ、長官がその者を当該代理人として承認することを拒絶すべきでない理由を長官が許可する期間内に示すよう指示しなければならない。また、その者の応答(ある場合)を検討し、かつ、その者に対して聴聞を受ける機会を与えた後、自己が適切とみなす命令を発することができる。

規則 120 法に基づいて登録された特許代理人の名称の公告

特許代理人として登録された者の名称及び宛先は、随時これを公告しなければならない。

第 XVI 章 雑則

規則 121 明細書等を提出すべき期間

第 138 条(1)に基づいて出願人が明細書又は対応する書類の写しを提出すべき期間は、長官による通知の日から 3 月とする。

規則 121A 通信の宛先

法又は本規則に基づく手続に関する全ての通信は、所轄庁における長官宛てとしなければならない。

規則 122 誤記の訂正

第 78 条にいう何らかの書類における誤記の訂正の請求には、当該訂正を明確に強調した書類の写し 1 通を添付すると共に、それについて納付を必要とする第 1 附則に規定の手数料を添えなければならない。

規則 123 誤記の提案された訂正の公告方法

長官が提案された訂正の内容の通知を公告することを求める場合は、当該訂正請求及び提案された訂正の内容は、これを公告しなければならず、一方請求人は、当該請求書の写し及び提案された訂正を示す書類の写しを、長官が利害関係があると認める者に送達しなければならない。

規則 124 訂正実施に対する異議申立の方法及び期間

- (1) 利害関係人は何人も、訂正請求の公告の日から 3 月以内のいつでも、様式 14 の 2 通により長官に対して異議申立をすることができる。
- (2) 当該異議申立書には、異議申立人の権利の内容、依拠する事実及び求める救済措置を記載した陳述書 2 通を添付しなければならない。
- (3) 当該申立書及び陳述書の写し各 1 通は、長官が請求人に送付しなければならない。
- (4) 答弁書の提出、証拠提出、聴聞及び費用に関する規則 58 から規則 63 までに規定の手続は、異議手続の聴聞に対して適用するのと同様に、第 78 条に基づく異議の聴聞に対しても可能な限り適用する。

規則 125 訂正の通知

長官は、関係書類にした訂正について訂正請求人及び異議申立人(いる場合)に通知しなければならない。

規則 126 宣誓供述書の様式等

- (1) 法及び本規則により特許庁において又は長官に提出する必要がある宣誓供述書は、(3)に規定の方法により適法に宣誓しなければならない。
- (2) 宣誓供述書は、その理由が示されている限り自己の信条の陳述が認められることがある中間的事項の場合を除き、宣誓供述人が自己の知るところから立証することができる事実に限定しなければならない。

(3) 宣誓供述書の宣誓は、次の者の面前でしなければならない。

(a) インドにおいては、証拠を受領する法的権限を有する裁判所若しくは人の面前、又は前記裁判所により宣誓を執行し若しくは宣誓供述を採録する権限を付与された公務員の面前

(b) インド以外の国又は場所においては、1948年外交官及び領事官(宣誓及び手数料)法(1948年法律第41号)の趣旨での当該国若しくは場所に駐在の外交官又は領事官の面前、又は1952年公証人法(1952年法律第53号)第14条に基づいて中央政府が承認した、当該国若しくは場所の公証人の面前、又は当該国若しくは場所の判事若しくは治安判事の面前

(4) 変更及び行間書入については、供述が宣誓され又は確認される前に、面前での宣誓供述をさせる者の頭文字により認証しなければならない。

規則 127 証拠書類

異議申立又はその他の手続で提出すべき証拠書類がある場合は、各証拠書類の写し又は模写を、相手当事者に対し、その者の請求及び費用負担により提供しなければならない。当該証拠書類の写し又は模写を便宜に提供することができないときは、それらの原本を、利害関係人の予約による閲覧用として、長官に提出しなければならない。証拠書類原本が長官に未提出のときは、聴聞時に提出しなければならない。

規則 128 別段規定されていない指示

(1) 法又は本規則に基づく何らかの手続の適切な処理又は完了のために、当該手続の当事者が行為をし、書類を提出し、又は証拠を提出することが必要であるが、それについての規定が法又は本規則に設けられていないと長官が認めるときは、長官は、書面による通知により、当該当事者に、当該通知に指定した行為をさせ、書類を提出させ、又は証拠を提出させることができる。

(2) 申請人又は手続当事者が聴聞を受けることを希望するか否かを問わず、長官は、自己が必要とみなす情報を与えるその者の陳述書を、自己が指定する期間内に提出するよういつでもその者に要求することができる。

規則 129 長官による裁量権の行使

長官は、法又は本規則に基づく何らかの裁量権であって特許出願人又は手続当事者に対して不利な影響を及ぼす虞のあるものを行使する前に、当該出願人又は当事者に、聴聞について通常は10日以上前に通知した後、当該聴聞をしなければならない。

規則 130 長官の決定に係る審査又は命令の破棄の申請

(1) 第77条(1)(f)に基づいて長官の決定についての審査を求める長官への申請は、申請人に対する当該決定の通知の日から1月以内、又は様式4によりされた請求に基づいて長官が許可するその後1月を超えない付加期間内に、様式24によりこれをしなければならない。かつ、当該審査を求める理由を記述した陳述書を添付しなければならない。当該決定が申請人に加え他の者にも関係する場合は、長官は、申請書及び陳述書の写し各1通を当該他の関係人に直ちに送付しなければならない。

(2) 第77条(1)(g)に基づいて長官により当事者の一方のみに発せられた命令の破棄を求める長官への申請は、申請人に対する当該命令の通知の日から1月以内、又は様式4によりされ

た請求に基づいて長官が許可するその後1月を超えない付加期間内に、様式24によりこれをしなければならず、かつ、当該申請が基礎とする理由を記述した陳述書を添付しなければならない。当該命令が申請人に加え他の者にも関係する場合は、長官は、当該申請書及び陳述書の写し各1通を当該他の関係人に直ちに送付しなければならない。

規則 131 第 146 条(2)に基づき提出を求められる陳述書の様式及び提出方法

(1) 第 146 条(2)に基づく各特許権者及び各実施権者は、様式 27 により陳述書を提出しなければならない。当該陳述書は特許権者若しくは実施権者、又はその者により委任された代理人が適法に認証しなければならない。

(2) (1)にいう陳述書は、各暦年について各年末から3月以内に提出しなければならない。

(3) 長官は、第 146 条(1)又は(2)に基づいて長官が受領した情報を公開することができる。

規則 132 特許証副本の交付の申請様式

第 154 条に基づく特許証副本の交付申請書には、当該特許証を喪失し若しくは毀損した状況又はそれを提出することができない状況を記述した陳述を含めると共に、それについて第 1 附則に規定の手数料を添えなければならない。

規則 133 第 72 条及び第 147 条に基づく認証謄本及び証明書の提供

特許登録簿の記入の認証謄本、又は特許証、明細書及び特許庁におけるその他の公文書についての若しくは登録簿類及びその他の記録についての証明書又はそれらの抄本は、特許庁に備えられたコンピュータ用フロッピーディスク、ディスクレット又はその他の電子形式の記録によるものも含め、長官に対してそれについての請求がされ、かつ、それについて第 1 附則に規定の手数料の納付があったときは、長官はそれらを提供することができる。

規則 134 第 153 条に基づく情報の請求

(1) 特許又は特許出願に関する情報の請求は、次の事項に関して容認される。すなわち、
(a) いつ仮明細書に続き完全明細書が提出されたか、又はいつ特許出願が放棄されたものとみなされたか

(aa) いつ第 8 条に基づいて情報が提出されたか

(b) いつ第 11A 条に基づいて出願が公開されたか

(c) いつ第 11B 条に基づいて出願が取り下げられたか

(d) いつ第 11B 条に基づいて審査請求がされたか

(e) いつ第 12 条に基づいて審査報告書が発されたか

(f) いつ特許出願が拒絶されたか

(g) いつ特許が付与されたか

(h) いつ更新手数料が納付されたか

(i) いつ特許権の存続期間が満了したか又は満了するか

(j) いつ特許登録簿に記入されたか又は当該記入の申請がされたか、又は

(k) 申請又は措置の内容が請求に明記されているとき、特許登録簿への記入又は公報その他による公告を含めて、いつ何らかの申請がされ又は何らかの措置がとられたか

(2) 必要とされる情報の各項目について、別個の請求をしなければならない。

(3) 第 153 条に基づいてすべき請求について納付を必要とする手数料は、第 1 附則に規定のものとする。

規則 135 代理権

(1) 法及び本規則の適用上、代理人への委任は、様式 26 により又は委任状の様式によらなければならない。

(2) (1)に基づいて委任がされた場合は、代理人に対する法又は本規則に基づく何らかの手續又は事項に関して代理人に対してされる何れの書類の送達も、その者に委任を行った者に対する送達とみなすものとし、何らかの手續又は事項に係る者に対してすることを指示された全ての通信は、当該代理人に宛ててすることができ、かつ、それに関する長官の面前への全ての出頭は、当該代理人が又は当該代理人を介して、することができる。

(3) (1)及び(2)の如何なる規定にも拘らず、長官は、必要と認めるときは、出願人、異議申立人、又は当該手續若しくは事項についての当事者の自身による署名又は出頭を命じることができる。

規則 136 費用の額

(1) 長官に対する全ての手續において、長官は、規則 63 に従うことを条件として、事件の全ての状況を考慮して、合理的と認める費用を裁定することができる。

ただし、第 4 附則に規定の事項に関して裁定される費用額については、それに規定の額を超えてはならない。

(2) (1)の如何なる規定にも拘らず、長官は、長官に対する何らかの手續であつて、虚偽又は根拠不十分であると認めるものにおける補償費用については、職権により、これを裁定することができる。

規則 137 長官の権限一般

法において補正についての特別規定がない書類は、補正することができ、また長官が何人の権利も害することなく取り除くことができると認める手續上の不備については、長官が適切と認めるとき、かつ、長官が指示することがある条件により、これを訂正することができる。

規則 138 所定の期間を延長する権限

(1) 規則 24B、規則 55(4)及び規則 80(1A)に別段の規定がある場合を除き、本規則に基づく何らかの行為をするため又は何らかの手續をとるために本規則に規定される期間は、長官がそうすることを適切と認めるとき、かつ、長官が指示することがある条件により、長官はこれを 1 月延長することができる。

(2) 本規則に基づいてされる期間延長の請求は、所定の期間の満了前にしなければならない。

規則 139 一定の事件において長官の面前での聴聞は公開される

特許出願に関するか又は特許に関連する何らかの事項に関する長官の面前での 2 以上の当事者間の何らかの紛争についての聴聞が完全明細書の公開の日の後にされる場合は、当該紛争の聴聞は、聴聞に自身で出頭するか又は代理される紛争当事者と長官が協議の後、長官が別段の指示をしない限り、これを公開しなければならない。

第1附則(規則7参照)手数料

記入 番号	納付対象項目	該当 様式 番号	手数料額(単位:ルピー)	
			自然人に対して	自然人以外の者 に対して, 単独又は 自然人との共同
1	2	3	4	5
1.	仮明細書/完全明細書を添付した第7条 第54条又は第135条及び規則20(1)に基づく特許出願	1	1,000 各複合優先権の場 合は1,000の倍数	4,000 各複合優先権の場 合は4,000の倍数
	(i) 30 ページに追加の明細書の各紙面につき		100	400
	(ii) 10 クレームに追加の各クレームにつき		200	800
2.	仮明細書の後で10までのクレームを有する30ページまでの完全明細書の提出	2	手数料なし	手数料なし
	(i) 30 ページに追加の各紙面につき		100	400
	(ii) 10 クレームに追加の各クレームにつき		200	800
3.	第8条に基づく陳述書及び誓約書の提出	3	手数料なし	手数料なし
4.	第53条(2)及び第142条(4), 規則13(6), 規則80(1A)及び規則130に基づく期間の延長請求	4	月当たり300	月当たり1,200
5.	規則13(6)に基づく発明者であることに関する宣言書の提出	5	手数料なし	手数料なし
6.	後日付にする申請	-	500	2,000
7.	第19条(2)に基づく言及の抹消の申請	-	500	2,000
8.	(i) 第20条(1)に基づく請求	6	500	2,000
	(ii) 第20条(4)又は第20条(5)に基づく指示の請求	6	500	2,000
9.	第25条(3)に基づく特許付与に対する異議申立	7	1,500	6,000
10.	規則62(2)に基づく長官の面前での聴聞に出席の届出	-	1,500	6,000
11.	第28条(2), 第28条(3)又は第28条(7)に基づく申請	8	500	2,000
12.	第11A条(2)及び規則24Aに基づく公開の請求	9	2,500	10,000
13.	第44条に基づく特許証の訂正申請	10	1,500	6,000
14.	第51条(1)又は第51条(2)に基づく指示の申請	11	1,500	6,000
15.	第26条(1)及び第52条(2)に基づく特許付与の請求	12	1,500	6,000
16.	第55条(1)に基づく追加特許の独立の特許への変更請求	-	1,500	6,000
17.	第53条に基づく特許の更新			

	(i) 第 3 年について、特許日から第 2 年の満了前	-	500	2,000
	(ii) 第 4 年について、特許日から第 3 年の満了前	-	500	2,000
	(iii) 第 5 年について、特許日から第 4 年の満了前	-	500	2,000
	(iv) 第 6 年について、特許日から第 5 年の満了前	-	500	2,000
	(v) 第 7 年について、特許日から第 6 年の満了前	-	1,500	6,000
	(vi) 第 8 年について、特許日から第 7 年の満了前	-	1,500	6,000
	(vii) 第 9 年について、特許日から第 8 年の満了前	-	1,500	6,000
	(viii) 第 10 年について、特許日から第 9 年の満了前	-	1,500	6,000
	(ix) 第 11 年について、特許日から第 10 年の満了前	-	3,000	12,000
	(x) 第 12 年について、特許日から第 11 年の満了前	-	3,000	12,000
	(xi) 第 13 年について、特許日から第 12 年の満了前	-	3,000	12,000
	(xii) 第 14 年について、特許日から第 13 年の満了前	-	3,000	12,000
	(xiii) 第 15 年について、特許日から第 14 年の満了前	-	3,000	12,000
	(xiv) 第 16 年について、特許日から第 15 年の満了前	-	5,000	20,000
	(xv) 第 17 年について、特許日から第 16 年の満了前	-	5,000	20,000
	(xvi) 第 18 年について、特許日から第 17 年の満了前	-	5,000	20,000
	(xvii) 第 19 年について、特許日から第 18 年の満了前	-	5,000	20,000
	(xviii) 第 20 年について、特許日から第 19 年の満了前	-	5,000	20,000
18.	第 57 条に基づく特許願書／完全明細書／その他の関係書類の補正申請	13		
	(i) 特許付与前		500	2,000
	(ii) 特許付与後		1,000	4,000
	(iii) 名称／住所／国籍／送達宛先の変更についての補正である場合		200	800
19.	第 57 条(4)、第 61 条(1)及び第 87 条(2)に基づく申請に対し、又は第 63 条(3)に基づく特許の放棄に対し、又は第 78 条(5)に基づく請求に対する異議申立	14	1,500	6,000
20.	第 60 条に基づく特許の回復申請	15	1,500	6,000
21.	回復についての追加手数料	-	3,000	12,000

22.	第 63 条に基づく特許放棄の申出	-	1,000	4,000
23.	第 11B 条(4)及び規則 26(1)に基づく出願取下の申請	-	1,000	4,000
24.	第 69 条(1)又は第 69 条(2)及び規則 90(1)又は規則 90(2)に基づく, 特許若しくは持分の権原者, 譲渡抵当権者, 実施権者, その他としての名称の特許登録簿への記入申請, 又は書類の届出の特許登録簿への記入申請	16	1,000 [各特許について]	4,000 [各特許について]
25.	規則 94(1)又は規則 118(1)に基づく特許登録簿又は特許代理人登録簿の記入の変更申請	-	200	800
26.	規則 94(3)に基づく追加の送達宛先の特許登録簿への記入請求	-	500	2,000
27.	第 84 条(1), 第 91 条(1), 第 92 条(1)及び第 92A 条に基づく強制ライセンスの申請	17	1,500	6,000
28.	特許出願の審査請求	18		
	(a) 第 11B 条及び規則 24B(1)に基づいて		2,500	10,000
	(b) 規則 20(4) (ii)に基づいて		3,500	14,000
29.	第 85 条(1)に基づく特許の取消申請	19	1,500	6,000
30.	第 88 条(4)に基づくライセンス条件の変更申請	20	1,500	6,000
31.	第 94 条に基づく強制ライセンスの終了申請	21	1,500	6,000
32.	規則 109(1)又は規則 112 に基づく特許代理人としての登録申請	22	2,000	-
33.	規則 109(3)に基づく資格試験の受験請求	-	1,000	-
34.	特許代理人登録簿におけるある者の名称の維持			
	(i) 登録と共に納付すべき第 1 年分	-	500	-
	(ii) 各年 4 月 1 日に納付すべき第 1 年分を除く各年分	-	500	-
35.	規則 111A に基づく特許代理人証明書副本の申請	-	1,000	-
36.	規則 117(1)に基づく特許代理人登録簿におけるある者の名称の回復申請	23	1,000 [記入番号 36 に基づく維持手数料を加算]	-
37.	第 78 条(2)に基づく誤記の訂正請求	-	500	2,000
38.	第 77 条(1) (f) 又は第 77 条(1) (g) に基づく長官の決定/命令の審査又は破棄の申請	24	1,000	4,000
39.	第 39 条及び規則 71(1)に基づくインド国外における特許出願の許可申請	25	1,000	4,000

40.	第 154 条及び規則 132 に基づく特許証副本の申請	-	1,000	4,000
41.	第 72 条に基づく認証謄本又は第 147 条及び規則 133 に基づく証明書の請求	-	1,000	4,000
42.	各印刷済み公認謄本の認証	-	500	2,000
43.	第 72 条に基づく登録簿の閲覧請求又は規則 27 若しくは規則 74A に基づく閲覧請求	-	200	800
44.	第 127 条, 第 132 条及び第 153 条, 並びに規則 135 に基づく情報請求	-	300	1,200
45.	特許代理人の委任の様式	26	手数料なし	手数料なし
46.	他に規定のない申立書	-	1,000	4,000
47.	書類の写真複写の提供, ページ当たり	-	4	4
48.	国際出願の送付手数料	-	2,000	8,000
49.	優先権書類の認証謄本の作成及びそれらの世界知的所有権機関の国際事務局宛て送付	-	1,000	4,000
50.	第 146 条(2)及び規則 131(1)に基づくインドにおける商業的規模での特許発明の実施に関する陳述書	27	手数料なし	手数料なし

注：様式／申請書／請求書／通知／申立書は，本規則に別段の規定のない限り，全て 2 通を提出しなければならない。

第2附則(規則8参照)様式 [省略]

第3附則(規則74参照)特許証の様式 [省略]

第4附則(規則136(1)ただし書き参照)

記入 番号	費用裁定対象項目	手数料額(単位：ルピー)	
		自然人に 対して	自然人以外の者 に対して，単独又は 自然人との共同
1	2	3	4
1.	第25条，第57条，第60条，第63条，第78条，第87条(2)又は第88条(4)に基づく異議申立	1,500	6,000
2.	第84条(1)，第91条(1)又は第92条(1)に基づく強制ライセンスの申請	1,500	6,000
3.	第88条(4)に基づくライセンス条件変更の申請	1,500	6,000
4.	規則62(2)に基づく聴聞出席の意思の届出	1,500	6,000
5.	特許代理人若しくは他の者が選任された場合の委任状のための印紙代，又は関連する宣誓供述書に係る印紙代	実費	実費
6.	規則57に基づく陳述書若しくは規則58に基づく答弁書，又は関連する場合の各宣誓供述書	2,500	2,500
7.	関連する場合の手續において提出される各書類又は刊行物	1,000	1,000
8.	不要若しくは関連しない各宣誓供述書又は引用例	1,000	1,000
9.	長官の面前での聴聞の各1日分又は各1日未満分	2,500	2,500